

Q&A

日本経済新聞社 編

手形 100問 100答

なぜ手形が使われる

手形と小切手はどこが違う

善意取得とはどういうこと

融通手形はなぜ危険

手形を偽造されたらどうす

不渡手形と銀行取引停止との関係は

Q&A

手形
100問100答

日本経済新聞社

手形 100 問 100 答

編者 日本経済新聞社

© The Nihon Keizai 1978

昭和53年11月20日 1版1刷

昭和54年2月10日 2刷

発行者 黒 川 洸

発行所 日本経済新聞社

東京都千代田区大手町1-9-5 (郵便番号100)

電話(03)270-0251 振替 東京3-555

印刷 東光整版印刷 製本 トキワ製本所

(分)3033(製)8248(出)5825

本書の無断複写複製(コピー)は、特定の場合を除き、著作者・出版社の権利侵害になります。

まえがき

手形は企業間の取引には欠かせないものになっていますが、一面、ひとり歩きをする魔もののような性質もっています。個人生活で手形を振り出すことは一般的にはまれですが、たとえば自動車を買う時、あるいは土地の分譲代金、ゴルフ会員券購入代金の分割支払いに、約束手形（いわゆるマル専手形）を用いることがあります。自動車や土地の場合は現物あるいは登記と引換えに手形を渡すのであまり問題はありませんが、未完成のゴルフ場が倒産したりするとめんどろです。ゴルフ場はできなくても、手形は第三者の手に渡り、取立に回ってきます。もちろん支払いは拒否するでしょうが、そうすると不渡手形を出したことになります、後で住宅ローンや消費者ローンを借りようとする時に支障が出てきます。

手形の偽造や詐取事件も時々社会面のニュースになります。たいていは手形を利用する専門の犯罪グループがおり、グループの背景には善意の第三者という顔をした街の金融業者がいます。ニュースにならない手形事件や手形にまつわる悲劇は、毎日たくさん起こっているのが実情です。手形の盗難、紛失などのために倒産した中小企業もあります。小企業の経営者に手形知識がなく、手形用紙や印章などの管理がずさんなため、会社を乗っ取られた事例も少なくありません。

日本ほど企業間決済に手形を使っている国は他にないようです。欧米では銀行融資は当座貸越が主

になっているのに対し、日本では手形割引あるいは手形を担保にした貸付が中心だからだといわれています。そうだとすれば、好むと好まざるとにかかわらず、手形の利用はますます増えるでしょう。

したがって手形、小切手を利用する人はその役割や機能、法的性格などを十分知っておく必要があります。わずかな法律知識があれば防ぎえたであろう手形事件も少なくありません。

そこで本書は、手形、小切手とはどういうものなのか、法律で決められていることはどういうことか、手形を振り出す場合、受け取る場合、日常起こりがちな事故の対応策など、総合的な観点から問題を選んで、できるだけ平易に解説しました。手形はその性質上、善良な振出人が被害を受けることが多く、そうした被害者を一人でも少なくすることが本書の狙いの一つです。

執筆にあたってはいくつかの専門書を参考にしましたが、設問のなかには特に『手形・小切手の法律相談』（河本一郎、河合伸一編、有斐閣）を参考にさせていただいたものがあることをつけ加えておきます。

昭和五十三年十一月

日本経済新聞社

目次

1 手形・小切手とは

10	2	手形・小切手の振出	手形、小切手に必ず記載すべき事項には何がありますか……………32
1			手形はいつごろから使われるようになったのですか……………12
2			わが国では手形はいつから使われだしたのですか……………14
3			現在の手形、小切手はいつごろから普及したのですか……………16
4			手形の最も重要な経済的機能は何ですか……………18
5			手形、小切手は法律上どんな性格を持っていますか……………20
6			小切手は手形とどこが違うのですか……………22
7			手形、小切手の用紙は決まっているのですか……………24
8			手形にはどんな種類がありますか……………26
9			手形の原因関係と手形関係とはどういうことですか……………28

11	手形、小切手に記載すれば効力が生じる事項がありますか	34
12	手形、小切手に記載してはならない事項がありますか	36
13	手形の満期にはどのようなものがありますか	38
14	振出日の記載にはどのような意味があるのですか	40
15	手形の支払地や支払場所はどんな意味を持つているのですか	42
16	振出人の署名はどのようにすればよいのですか	44
17	手形に貼付する印紙はいくらですか	46
18	白地手形とはどんなものですか	48
19	無能力者が振り出した手形も有効ですか	50
20	詐欺、脅迫によって振り出された手形はどうでしょうか	52
21	取締役会の承認を得ないで振り出された手形も有効ですか	54
22	権限のない代理人が振り出した手形は誰が責任を負うのですか	56

3 手形・小切手の裏書

23	手形の裏書とはどういうことですか	60
24	特殊な効果を生じる裏書もありますか	62
25	裏書の連続とはどういうことですか	64
26	裏書が連続する手形の所持人はどんな権利を行使できますか	66

27	裏書の連続を判断するにはどんな点に注意すべきですか	68
28	手形の善意取得が認められるにはどんな要件が必要ですか	70
29	取立委任裏書、質入裏書とは何ですか	72
30	小切手の裏書譲渡はどのようにするのですか	74
31	裏書の抹消は有効ですか	76
4 保証・引受・支払い・時効		
32	手形の保証とはどういうことですか	80
33	保証人に対する請求はどのようにするのですか	82
34	為替手形の引受とはどういうことですか	84
35	引受のための呈示は誰がどのようにするのですか	86
36	支払呈示期間にはどのような意味があるのですか	88
37	振り出した小切手の支払いを取り消すことができますか	90
38	手形抗弁とはどういうことですか	92
39	融通手形であることを理由に支払拒絶ができますか	94
40	手形の支払いを猶予してもらうにはどうすればよいですか	96
41	手形、小切手の遡求とはどういうことですか	98
42	支払呈示をしなかった場合、所持人の権利はどうなりますか	100

43	支払拒絶証書とは何ですか……………	102
44	手形、小切手の時効は何年ですか……………	104
45	手形、小切手の権利が時効で消滅したらどうなりますか……………	106
46	利得償還請求権とは何ですか……………	108

5 事故手形・小切手

47	記載事項の訂正、抹消はどうすればよいのですか……………	112
48	手形、小切手の偽造に対しては、どんな注意が必要ですか……………	114
49	社長や経理部長が自分のために会社の手形や小切手を振り出した場合は……………	116
50	偽造行為に対する会社の使用者責任とは何ですか……………	118
51	手形、小切手を偽造された者はどうすればよいでしょうか……………	120
52	変造手形に対する署名者の責任はどうなりますか……………	122
53	手形、小切手を盗まれたり紛失した場合はどうなりますか……………	124
54	公示催告とは何ですか、またその手続きはどうするのですか……………	126
55	公示催告、除権判決にはどんな効力があるのですか……………	128
56	手形、小切手を詐欺されたら、どうすればよいでしょうか……………	130
57	破産、和議、会社更生などが決定されたら手形所持人はどうなりますか……………	132
58	弁済禁止の保全処分が出された場合、支払銀行はどうしますか……………	134

59	会社更生手続きが開始された場合、手形の満期前請求はできますか	136
----	--------------------------------	-----

6 小切手の特殊問題

60	自己宛小切手（預手）とはどういうものですか	140
61	小切手の支払保証とはどういうことですか	142
62	先日付小切手を日付前に呈示することはできますか	144
63	小切手の支払委託の取消とはどういうことですか	146
64	数年前に振り出した小切手が呈示されたら、銀行はどうしますか	148
65	線引小切手にはどんな効力があるのですか	150
66	線引小切手の裏判はどんな意味を持っているのですか	152
67	送金小切手とはどのようなものですか	154
68	パーソナル・チェックは通常の小切手とどこが違いますか	156

7 手形・小切手と銀行取引

69	当座勘定取引とはどういうものですか	160
70	手形貸付とはどういうものですか	162
71	手形割引とはどういうものですか	164
72	手形の遡求権と割引手形の買戻請求権とはどう違うのですか	166

73	入金証明とは何のことですか……………	168
74	過振りとは何ですか、当座貸越とは違うのですか……………	170
75	銀行の貸付金利はどのようにして決まるのですか……………	172
76	一般の金利にはどのような法律的制限がありますか……………	174
77	手形、小切手の他店券を入金した場合、預金はいつ成立するのですか……………	176
78	手形、小切手の振出人が死亡した場合はどうなりますか……………	178
7 手形交換と不渡処分		
79	手形交換とはどういう制度ですか……………	182
80	取引停止処分とはどのような措置ですか……………	184
81	取引停止処分はどのような手続きで行なわれるのですか……………	186
82	不渡事由にはどのようなものがありますか……………	188
83	適法な呈示でないことなどを事由とする不渡りとは何ですか……………	190
84	不渡事由が重複する場合はどうなるのですか……………	192
85	不渡りに対する異議申立制度はどんな手続きですか……………	194
86	異議申立提供金と、異議申立預託金とはどう違うのですか……………	196
87	異議申立提供金はどんな場合に返還されますか……………	198
88	異議申立預託金に差押え、転付命令、取立命令などがあつた場合は……………	200

89	取引停止となった法人の代表者が別法人を設立した場合は	202
90	マル専手形とはどんな手形で、何に使われるのですか	204
91	マル専手形の不渡者も銀行ローンを借りられますか	206
9 手形と輸出入		
92	外国為替取引とはどんなものですか	210
93	外国為替手形とはどんなものですか	212
94	荷為替手形とは何ですか	214
95	信用状とは何ですか	216
96	輸出入金融における手形はどんな性格を持っていますか	218
97	輸入制度金融にはどんなものがありますか	220
98	輸入ユーザンス制度とは何ですか	222
99	外国へ送金するにはどのような方法がありますか	224
100	旅行小切手とはどんなものですか	226
索引		230

1 手形・小切手とは



？ 1

手形はいつごろから使われるようになったのですか

十二世紀にイタリアの諸都市で、
両替商が使いはじめたというのが通説です。

手形がいつごろから使われたかという点、ヨーロッパではだいたい十二世紀ごろ（一一五〇年代）イタリアおよびその他の地中海沿岸の都市で、両替商が使ったというのが通説になっています。当時のイタリア半島はヨーロッパ文明の中心であったと同時に、東方諸国と西ヨーロッパとを結ぶ地点に位置していました。そしてこれらイタリアの諸都市は地中海貿易の支配権をめぐって対立していたため、各都市国家が用いていた貨幣は通用範囲が制限され、金銀貨の輸出も禁止されていました。そこで異なった都市国家に住んでいる商人の間では、なんらかの方法で貨幣の両替や送金を行なう必要があり、手形の利用を考え出したといわれています。

つまり、当時ヨーロッパの商業の中心地であったイタリアの諸都市では、各地から集まってくる商人のために両替商が生まれ、各都市の両替商の間に団体が形成され、互いに取引関係を結ぶところまで発達していました。そして商人が他地へ送金する場合に、自分の都市の両替商にその地の貨幣を支払い、両替商からたとえば「私（両替商）は貴殿（商人）からジェノアの貨幣で一ポンドを受け取ったから、何日までにアレキサンドリアでアレキサンドリアの貨幣で一ポンドを支払います」といった証書をもらい、これをアレキサンドリアへ送ると、当地の両替商はその証書と引換えに一ポンドを支

1 手形・小切手とは

払うというわけです。いまでいう他地払いの約束手形です。商人はこれによって、送金と両替の目的を同時に達成することができました。ところが、この証書は公証役場で認めた公正証書でなければ効力がないので、費用も手間もかかるという不便がありました。十三世紀に入ると、前記の例でいえば、ジェノアの両替商を振出人、アレキサンドリアの両替商を支払人として、ジェノアの商人に一ポンドを支払ってほしい旨を委託した私製証書が公認され、普及するようになりました。この支払委託をした私製証書が、いまの為替手形の前身です。この為替手形の普及により、隔地者間の金銭送付の方法として、約束手形はしだいに使われなくなったといえます。

十四世紀に入ると、一定の期日、一定の場所に商人が集まって取引をする定期市が盛んになりました。当時の代表的な定期市はフランスのリヨン、ブルゴーニュなどにありましたが、これらの市には全ヨーロッパはもとより、中近東、北アフリカなどからも商人が集まり、取引が行なわれました。この定期市では、定期市の場所を支払場所とし、定期市の開かれる期日を満期として両替商が振り出す市場手形が用いられました。

十六世紀になると手形に裏書制度が認められ、手形の支払いを受けるために市日の到来をまつことなく、裏書によっていつでも現金化できるようになりました。送金の手段から流通の目的物になったわけです。近世に入ると当初はオランダ、ついで英国が貿易・金融の中心になります。このころオランダの公立アムステルダム銀行では、預金者である甲・乙間の代金決済を預金の振替によって行なうことが盛んになったといわれます。小切手はこの預金の振替決済の考え方を基にし、後に英国で一般の商人が自分の預金を利用して発行した手形が、その原型といわれています。

？ 2

わが国では手形はいつから使われた
したのですか

鎌倉時代中期の替銭（かえせに）
の証文が手形の原型といわれて
います。

日本でも今日の手形に類するような機能は、替銭^{かえせに}として鎌倉時代から行なわれていました。替銭とは銭を交換することですが、易林本節用集という中世の辞典では替銭を「かわし」と読ませています。当時の為替証書の文句は、必ずはじめに「かわし申候料足の事」と書くのがふつうでした。料足は金額のことです。この為替証書のことを割符（「わりふ」または「さいふ」と呼んでいました。替銭に関する文献として発見されている最古のものは、鎌倉時代の中期北条時宗や日蓮上人が活躍した弘安二年（一二七九年）のもの、およびそれから十四年あとの永仁元年（一二九三年）の記録です。弘安二年の替銭の証文は、紀伊の国の地頭の一人が訴訟のため鎌倉にいった時、訴訟費用や滞在費用をまかなうために、現金を紀伊の国の商人に払って証文を受け取り、その証文を携行して鎌倉にいる名宛人の商人（替銭屋）から受け取ったというものです。中世のヨーロッパの為替手形、いまの日本でいえば送金為替のようなものです。永仁元年のものは、鎌倉滞在中費用に欠乏した「よりひら」なる人物が、京都、鎌倉を往復する商人から資金を借用した時の証文です。

「うけとる替銭の事あわせて五貫文

右、件のかえせに、鎌倉にてはらいたまいぬ、このせにのかわりは、東寺の実相寺の大夫の已